

令和8年2月

市民の皆様へ

習志野市長

避難行動要支援者名簿の作成について

習志野市では、災害時に一人では避難することが困難な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時に迅速な支援ができるよう避難支援等を行う関係者で共有しています。

このお知らせは、名簿にご自分の情報が載ることに対しての意思を確認させていただくためのものです。

(詳細については、裏面及び同封の別紙をご参照ください。)

「避難行動要支援者名簿」へご自分の情報を載せることを希望しますか？

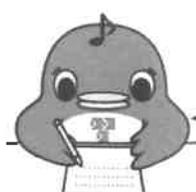
希望する

希望しない

市への手続きは
必要ありません。

令和8年3月6日(金)までに、
以下のいずれかの方法でお申し出ください。

- **ちば電子申請サービス**で申込(右のQRコードから飛べます)
- **メール**で申込(メールアドレス: hofuty@city.narashino.lg.jp)
- 別紙「**登載の申出書**」を記入し、**郵送**または**FAX**にて提出
- **電話**にて申込(健康福祉政策課: 047-453-7375)



このあと3月末に市役所から送付される「個別避難計画」は、民生委員または高齢者相談員が5月下旬以降にご自宅を訪問して回収します。



避難行動要支援者名簿とはなんですか？

避難支援や安否確認等の円滑化を目的とした名簿です。

災害が起きた時に、一人で避難することが難しい方を対象に作成する名簿で、避難支援や安否確認等の円滑化を目的としています。

市役所の他に、地域の関係団体で所有し、日頃からの見守り活動にも使用されます。

私は名簿に載る対象なのですか？



高齢者世帯および独居（日中独居含む）の方は対象です。

今回このお手紙を受け取っている方は、下記のいずれかに該当する方です。

* 要介護あるいは要支援認定を受けている方

* 障がい介護給付サービスを受けている方

基本的に、65歳以下の同居親族がいる方は対象外となりますが、日中ひとりになる時間が長い方や、日頃より地域での見守りを必要とされている方は名簿に載る対象となります。



名簿に名前が載っていれば、
災害時に必ず救助してもらえるのですか？

災害時の避難支援を保証するものではありません。

避難行動要支援者名簿に載っていても、災害時の避難支援を保証するものではありません。また、名簿を所有する関係者に、避難支援および安否確認義務が生じるものではありません。

しかしながら、大規模災害が発生した際は、自らの身を守る「自助」と、親族や地域など身近な人同士で助け合う「共助」は非常に重要です。避難行動要支援者名簿の作成は「共助」の支援体制づくりの一環となります。

あわせて、「備蓄品は足りているか？」「避難所までの経路は？」など、日頃から自助の備えを意識することも大切です。

この名簿は誰が所有しますか？



市役所の関係部署と地域の関係団体です。

市役所では健康福祉政策課、高齢者支援課、障がい福祉課、危機管理課、消防本部警防課が所有しています。

地域の団体は、民生委員児童委員、高齢者相談員、消防団が所有しています。令和7年度末からは、自主防災組織（希望した組織のみ）にも名簿を提供しております。